

市県民税

個人が1月から12月までの1年間に得た所得に係る市と県の税金です。

《市県民税の申告が必要な方》

平成31年1月1日現在、市内に住所があり、次に該当する方です。

- ① 給与・公的年金など以外に所得のある方
- ② 各種控除を申告する方
- ③ 所得のない方で国民健康保険に加入している方
- ④ 給与、公的年金などの収入がない方で、ご自分の扶養親族にもなっていない65歳以上の方（介護保険の第1号被保険者）
- ⑤ 所得のない方で所得証明書などが必要なお問合わせください。

《市県民税の申告》

※①～⑤に該当しても、確定申告をする場合は、市県民税の申告は必要ありません。

申告書は、市県民税の税額を正しく算出する基礎となります。申告がない場合、国民健康保険税や介護保険の保険料・利用料の軽減や減免が受けられない他、市営住宅、融資、児童手当、保育園などの申請に必要な所得証明書なども発行されません。

確定申告が必要なのか、市県民税の申告が必要なのかは、収入状況によつて異なります。どちらで申告すればよいか分からない場合は、お気軽にお問合わせください。



介護保険と医療費控除

介護保険の認定を受けた方のおむつ代にかかる医療費控除

医師が「おむつを使用することが必要」と認めた方のおむつ代は、医療費控除の対象となります。申告には、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要ですが、この控除を受けるのが2年目以降の方は、高齢福祉課（東三河広域連合田原窓口）でも証明書を交付しています。

介護保険の認定を受けた方の障害者控除

認定に係る主治医意見書で、障害の程度や寝たきりであることが確認できれば、障害者控除（特別障害者控除）の対象となります。申告には、高齢福祉課で交付する「認定書」が必要です。（ただし、身体障害者手帳をお持ちの方を除きます）

※証明書・認定書の発行に関する手続きなど、詳しくはお問合わせください。

▶ 高齢福祉課 ☎23-3217

●確定申告相談日程表

受付 ▶ 午前8時～午後4時 申告相談 ▶ 午前9時～

月/日	市役所大会議室	渥美文化会館 (旧中央公民館)	赤羽根市民センター
2/18 月	吉胡・木綿台・吉胡台・西浦・姫見台・光崎	宇津江・八王子・村松	高松校区
19 火	浦	江比間・馬伏	
20 水	川岸・漆田(1～3区)・神戸市場・青津・希望が丘・赤松・志田・新美	伊川津・石神・夕陽が浜	赤羽根校区
21 木	長上・久美原・浜田・百々・新浜	山田・高木・折立	
22 金	大久保	古田・長沢	若戸校区
25 月	相川・谷熊・やぐま台	福江	
26 火	波瀬・片浜・片西・白谷	中山	若戸校区
27 水	雲明・東馬草・山ノ神・西馬草・仁崎	小中山	
28 木	芦・南・彦田・保井・今方・北海道・野田市場・ほとと台	向山・保美・西山	若戸校区
3/1 金	大草・大草団地・南町・谷ノ口・東ヶ谷・東赤石・サンコート	亀山・伊良湖・日出	
4 月	豊島・御殿山	堀切・和地一色	この期間には受付を行いません。市役所会場または渥美文化会館会場をご利用ください。
5 火	加治・赤石・衣笠・東滝頭	小塩津・和地・土田	
6 水	萱町(1～3区)・本町・新町	地区の指定はありません。どなたでも申告できます。	
7 木	一番東・一番西・三番組・四番組東・四番組西・四番組南・蔵王東ヶ丘・蔵王南ヶ丘		
8 金	八軒家・藤七原・鎌田	地区の指定はありません。どなたでも申告できます。	
11 月	この期間は地区別の指定はありませんが、例年大変混雑します。できる限り早めに申告を行ってください。		
12 火		地区の指定はありません。どなたでも申告できます。	
13 水			
14 木	※以前、市役所会場で電子申告をされた方は、必ず「利用者識別番号等」の分かる書類をお持ちください。	地区の指定はありません。どなたでも申告できます。	
15 金			

- ▶ 市内の会場では、平成31年1月1日現在、市内に住所がある方のみ受け付けます。
- ▶ 赤羽根市民センターでの受付は、2月18日(月)～28日(木)です。3月1日(金)以降は、豊橋税務署もしくは市役所会場または渥美文化会館会場をご利用ください。なお、市県民税申告書は随時受付します。
- ▶ 譲渡所得・先物取引・青色申告・消費税・贈与税・相続税・太陽光発電に関するもの、ビットコインなどの仮想通貨に関するものは、税務署で申告してください。(市内の各申告会場では受け付けを行いません)
- ▶ 税理士による無料税務相談を、2月18日(月)～3月15日(金)の期間に市役所会場で行います。(渥美文化会館・赤羽根市民センターでは行いません)
- ▶ 地区別指定日に都合の悪い方は、指定日以外でも、またいずれの申告会場でも受け付けます。なお、豊橋税務署でも申告できます。(税務署での申告受付については16ページをご覧ください)